農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

（案）

令和８年　　月

上　野　村

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

１　本村農業の現状と課題

本村は群馬県の最西南部に位置し、西は長野県、南は埼玉県に接している。周囲を秩父三国連山等の険しい山々に囲まれ、耕地は狭小かつ分散していることから、小規模な農業経営が中心となっている。

農業生産においては、こんにゃくを基幹作物としながら、花き、野菜及び果樹を組み合わせた複合経営が展開されている。

今後も地域の特性を生かし、高付加価値作物や収益性の高い作目の導入を進め、農業所得の向上を図る必要がある。

また、農業生産の基盤となる優良農地の確保を基本とし、農業振興地域整備計画との整合を図りながら、農地の有効利用と秩序ある土地利用の推進に努めるものとする。

２　本村の農業生産及び農業構造の見通しと展開方向

本村の農業を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進展、農業従事者の減少及び兼業化の進行などにより、今後も厳しい状況が続くことが見込まれる。

一方で、機械施設の更新や世代交代等を契機として農地の流動化が進むことが予想されており、地域農業の維持・発展のためには、担い手への農地の集積・集約化を進めていく必要がある。

また、後継者不足等により適切に利用されない農地が増加しており、一部では遊休農地の発生が見られる。これらの農地を放置した場合、周辺農地の営農環境にも支障を及ぼし、さらなる遊休農地の増加につながることが懸念される。

このため、地域計画の実現に向けて、農地中間管理事業等を活用した農地の有効利用を推進するとともに、認定農業者、認定新規就農者等の担い手への農地の集積・集約化を進めるものとする。

３　効率的かつ安定的な農業経営の目標及び確保・育成の基本的な考え方

本村は、このような農業構造の現状及び将来見通しの下、農業が職業として選択できる魅力とやりがいのある産業となるよう、令和 17 年の農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るものとする。

育成すべき経営体の目標としては、主たる農業従事者 1 人当たり年間農業所得 380 万円程度、年間労働時間 1,950 時間程度を実現できる水準とし、これらの経営体が本村農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指すものとする。

（1）農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受け

た者（以下「認定農業者」という。）の確保・育成

本村は、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度を農業経営改善支援の中心に位置付け、認定農業者及び認定を目指す農業者の確保・育成を推進する。

このため、農業事務所その他関係機関と連携し、生産技術の向上、経営管理の合理化及び経営改善に関する指導・助言を行うとともに、営農相談、研修及び情報提供を通じて農業経営の発展を支援する。

また、認定農業者に対しては、農業経営改善計画の達成状況の把握及び点検を行い、計画期間満了後の再認定に向けた支援を行うことにより、更なる経営発展を促進する。

さらに、農地の利用集積・集約化をはじめとする各種支援施策を重点的かつ効果的に実施し、地域農業を担う効率的かつ安定的な経営体の育成を図る。

（2）経営発展に向けた女性農業者の経営参画の推進

本村は、効率的かつ安定的な農業経営を推進するため、女性農業者がその能力を十分に発揮できる環境づくりを進める。

このため、家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請を促進するとともに、関係機関と連携し、地域農業の方針決定や活動への女性の参画を推進する。

（3）農村起業の確保・育成

本村は、地域資源を活用した農業経営の発展及び地域活性化を図るため、農産物の加工、販売その他農業経営の多角化の取組を支援する。

また、関係機関と連携し、地域の農林産物等を活用した付加価値の創出や他産業との連携による新たな事業展開を促進する。

（4）企業等の農業参入の推進

本村は、農地の有効利用及び地域農業の維持・発展を図るため、地域との調和に配慮しながら、企業等の農業参入を促進する。

また、企業等から相談があった場合は、関係機関と連携し、農地の確保や地域との調整等について必要な支援を行うものとする。

（5）農業を支える多様な人材や経営体の活躍推進

本村は、認定農業者及び認定新規就農者の育成・確保に努めるとともに、農業を支える多様な人材や経営体の活躍を推進する。

また、農作業受委託の推進や生産組織の育成を通じて作業効率の向上を図るとともに、地域の実情に応じた経営体の法人化及び組織化を促進する。

さらに、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、兼業農家や高齢農家等との役割分担の下、地域資源の保全及び農村コミュニティの維持が図られるよう、地域全体で農業振興を推進するものとする。

4　新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保・育成の基本的な考え方

（1）新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本村における新規就農者は少なく、近年においてもその確保は厳しい状況にある。一方で、農業従事者の高齢化や担い手不足が進行していることから、地域農業の維持・発展を図るためには、新たに農業経営を営もうとする青年等を安定的かつ計画的に確保・育成していくことが重要となっている。

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

前項の状況を踏まえ、本村は、青年等が農業を職業として選択できる環境づくりを進めるとともに、就農後の経営発展を支援し、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保を図るものとする。

ア　確保・育成すべき人数の目標

群馬県農業経営基盤強化促進基本方針において、新たに農業経営を営もうとする青年等を年間 240 人程度確保・育成することを目標としていることを踏まえ、本村においては、地域農業の維持・発展に必要な担い手を確保するため、年間 1 人程度の新規就農者の確保を目標とする。

イ　労働時間及び農業所得に関する目標

新たに農業経営を営もうとする青年等については、地域における他産業従事者と均衡する労働時間水準を確保しつつ、農業経営開始から 5 年後には主たる従事者 1 人当たり年間農業所得 250 万円程度を達成することを目標とする。

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた村の取組

本村は、就農希望者に対し、農地の確保、栽培技術の習得、経営管理能力の向上等について総合的な支援を行う。

農地については農地中間管理機構と連携して利用可能な農地の情報提供を行い、技術面及び経営面については農業協同組合、農業事務所その他関係機関と連携しながら、就農から経営定着まで継続的な支援を実施する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入れを積極的に進めるとともに、関

係機関との連携の下、栽培技術の指導、販路確保及び経営管理支援を実施する。

さらに、地域資源を活用した加工品開発や新技術の導入等を推進し、意欲ある青年等が将来にわたり安定した農業経営を営むことができる環境整備に努めるものとする。

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第１の３に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本村で展開している優良事例を踏まえつつ、本村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
コンニャク	＜作付面積＞ ｺﾝﾆｬｸ　300a ＜経営面積＞ ｺﾝﾆｬｸ　300a	＜資本装備＞ 納屋１棟　100㎡ 貯蔵庫１棟　150㎡ トラクター　１台 トラック　１台 ﾗｲﾑｿﾜｰ　１台 ﾌﾛﾝﾄﾛｰﾀﾞｰ　１台 ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ　１台 掘取機　１台 温風暖房機　１台 管理機　１台 動力噴霧機　１台 軽トラック　１台 土壌消毒機　１台 種芋選別機　１台 自走式植付機　１台 プラソイラ　１台 ロータリー　１台 ＜その他＞ みやままさりへの品種更新による省力栽培	複式簿記による経営と家計の分離を図る 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 収穫期臨時雇用の確保 基幹労力２人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花卉専作	＜作付面積＞ キク　15a (施設10a 露地5a) スターチス　5a ＜経営面積＞ 20a	＜資本装備＞ 作業場　1棟 100㎡ ビニールハウス　2,000㎡ 灌水施設 トラクター　20ps トラクター　6ps 動力噴霧機　１台 トラック1t　１台 ＜その他＞ 雨除け施設による夏秋輪ギク栽培 ハイブリッド系の導入	複式簿記による経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 出荷市場の選択による高値販売	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 収穫期臨時雇用の確保 基幹労力２人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
花卉＋果樹	＜作付面積＞ キク　30a (露地20a　施設10a) スモモ　30a ＜経営面積＞ 60a	＜資本装備＞ 納屋１棟　80㎡ 管理機　１台 動力噴霧機　１台 軽トラック　１台 土壌消毒機　１台 ＜その他＞ 露地と雨除け施設の組合せによる夏秋輪ギク栽培 訪花昆虫による結実確保	複式簿記による経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 出荷時期の調整	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 収穫期臨時雇用の確保 基幹労力２人 補助労力１人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
イノブタ ＋ 花卉	＜作付面積＞ ｲﾉﾌﾞﾀ種雌　10頭 種雄3頭(共同1/5) 育成0頭(導入) 肥育140頭 キク　10a (露地10a) ＜経営面積＞ キク　10a	＜資本装備＞ 繁殖舎　1棟 肥育舎　1棟 運動場　1か所 堆肥盤　1基 作業場1棟100㎡ ﾋﾞﾆｰﾙﾊｳｽ 1,000㎡ 灌水施設 トラクター　20ps 動力噴霧機　1台 トラック1t　1台 ＜その他＞ 凍結精液による人工授精 露地と雨除け施設の組合せによる夏秋輪ギク栽培	複式簿記による経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 生産コストダウン 計画生産 出荷時期の調整	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 収穫期臨時雇用の確保 基幹労力２人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
菌床きのこ ＋ 露地野菜	＜きのこ菌床数＞ 椎茸20,000菌床 ＜作付面積＞ ねぎ　80a 〈経営面積〉 ネギ　80a	＜資本設備＞ 車庫　60㎡ 作業舎　100㎡ きのこ発生ハウス　2棟 ビニールハウス　480㎡ トラクター　24ps 動力噴霧機　１台 軽トラック　１台 管理機　１台 ネギ皮むき機１台 ネギ掘取機　１台 〈その他〉 設備等については村からのリース事業活用 ネギは特別（ミネラル）栽培	複式簿記による経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 生産コストダウン 計画生産 出荷時期の調整	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 収穫期臨時雇用の確保 基幹労力２人

第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第１の４に示したような目標を可能とする農業経営の指標については、前項第２で示した営農類型によるものとする。

第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

１　農業を担う者の確保及び育成の考え方

本村の農業は、こんにゃく、花き、果樹等を中心とした農業生産により維持されているが、農業従事者の高齢化や後継者不足が進行しており、地域農業の担い手の確保・育成が重要な課題となっている。

このため、認定農業者及び認定新規就農者の確保・育成を基本としながら、家族経営、法人経営、兼業農家、半農半Ｘ、定年帰農者等、多様な人材が地域農業を支えることができる環境づくりを進める。

また、農業事務所、農業協同組合その他関係機関と連携し、農業技術及び経営管理能力の向上を図るための指導・助言を行うとともに、地域計画に位置付けられた担い手への農地の集積・集約化を推進し、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図る。

２　村が主体的に行う取組

本村は、農業事務所、農業協同組合、農地中間管理機構その他関係機関と連携し、新たに農業経営を営もうとする者及び地域農業を担う者に対し、就農に関する情報提供、相談対応、農地の確保及び各種支援施策の活用支援を行う。

また、認定新規就農者等に対しては、就農後の経営の安定化及び定着を図るため、関係機関と連携しながら経営状況の把握や助言等のフォローアップを行う。

さらに、農業経営改善計画及び青年等就農計画の達成に向けた支援を行い、認定農業者への移行及び持続的な経営発展を促進する。

３　関係機関との連携・役割分担

本村は、農業事務所、農業協同組合、農地中間管理機構、その他関係機関と連携し、就農希望者及び地域農業の担い手の確保・育成を推進する。

（１）農業事務所は、就農相談、研修支援、技術指導その他就農促進に関する支援を行う。

（２）農業協同組合は、生産技術指導及び販売支援等を行う。

（３）農地中間管理機構及び村は、農地の確保及び利用調整に関する支援を行う。

（４）地域においては、担い手の受入れ及び地域への定着に向けた環境づくりを推進する。

４　情報収集及び情報提供

本村は、農業事務所、農業協同組合その他関係機関と連携し、就農希望者が必要とする就農情報及び農地情報の収集及び提供に努める。

また、経営継承を希望する農業者に関する情報の把握に努めるとともに、関係機関と連携しながら円滑な経営継承を推進する。

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手への農用地の集積及び集約化を推進する。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積目標をおおむね**４０パーセント**とし、地域計画の実現に向けて、農地中間管理事業等を活用した農地の有効利用を推進する。

２　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

（１）農用地利用の現状

本村は総面積の大部分を森林が占める中山間地域であり、農用地は谷沿いや緩傾斜地に点在している。

農業経営はこんにゃく、花き、果樹、露地野菜等を中心として行われているが、農業者の高齢化及び後継者不足の進行に加え、有害鳥獣による農作物被害も深刻化しており、遊休農地の発生が懸念されている。

（２）今後の農用地利用の方向

地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、担い手のみでは利用が困難な農用地については、多様な農業者や地域住民等による保全・活用を図る。

また、中山間地域の特性を踏まえ、農地の維持管理や鳥獣被害防止対策と連携しながら、農用地の有効利用を推進する。

（３）関係機関との連携

本村は、農地中間管理機構、農業協同組合その他関係機関と連携し、地域計画の実現に向けて農地の利用調整及び集積・集約化を推進する。

第５ 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本村は、群馬県が策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即し、地域計画の実現に向けて、農用地の効率的かつ総合的な利用を図り、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び確保を推進するため、農業経営基盤強化促進事業を実施する。

本村が実施する農業経営基盤強化促進事業は、次に掲げる事業とする。

① 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の策定その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業

② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

これらの事業の実施に当たっては、地域計画との整合を図りながら、担い手への農地の集積・集約化及び農用地の有効利用を推進するものとする。

また、本村は農用地利用改善団体に対し、特定農業法人制度等の周知及び活用促進に努めるとともに、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

１ 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

協議の場については、幅広い農業者等の参画を得て開催するものとし、地域の実情に応じて農繁期を避けて設定する。

開催に当たっては、村広報紙、ホームページその他適切な方法により周知を行うものとする。

協議の場の参加者は、農業者、農業協同組合、農地中間管理機構、農業事務所その他関係機関及び関係者とし、地域における農地利用の将来像や農業を担う者の確保・育成について協議を行うものとする。

協議の場に関する相談及び問い合わせの窓口は村振興課に設置する。

地域計画の区域は、従来の人・農地プランの対象区域及び農業振興地域内の農用地を基本として設定するものとし、農用地の利用状況、地域のまとまりその他地域の実情を踏まえ定める。

村は、農業事務所、農地中間管理機構、農業協同組合その他関係機関と連携し、協議の場の設置から地域計画の策定、公表及び見直しまで適切な進行管理を行うものとする。

また、地域計画の達成状況を定期的に把握し、必要に応じて地域計画の変更その他必要な措置を講ずるものとする。

２ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（１）農用地利用改善事業の実施の促進

本村は、地域の関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善を図るために行う自主的な取組を支援し、農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

（２）区域の基準

農用地利用改善事業の実施単位となる区域は、土地の自然的条件、農用地の利用状況、営農形態、農業者の活動範囲その他地域の実情を勘案し、農用地利用改善事業を実施することが適当と認められる区域とする。

（３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化、遊休農地の発生防止及び解消、担い手への農地の利用集積及び集約化その他農用地利用関係の改善に関する取組を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

農用地利用規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的事項
② 農用地利用改善事業の実施区域
③ 作付地の集団化その他農産物の栽培の改善に関する事項
④ 認定農業者その他構成員との役割分担及び農作業の効率化に関する事項
⑤ 認定農業者等に対する農用地の利用集積その他農用地利用関係の改善に関する事項
⑥ その他必要な事項

農用地利用規程においては、農作業の効率化、作付地の団地化その他農業生産の合理化に関する実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

地域関係農業者等で組織する団体は、法第 23 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用規程について村長の認定を受けることができる。

村長は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当すると認めるときは認定するものとする。

① 本基本構想に適合すること。

② 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため適切な内容であること。
③ 認定農業者等の農業経営の改善に資する内容であること。
④ 適正な手続により定められていること。
⑤ 農用地利用改善事業が確実に実施される見込みがあること。
認定を行った場合は、その旨及び認定農用地利用規程を公告するものとする。
なお、規程の変更についても同様とする。

（6）特定農業法人等を定める農用地利用規程

農用地利用改善団体は、地域における農用地の利用集積を推進するため必要があると認める場合は、特定農業法人又は特定農業団体を農用地利用規程に定めることができる。

この場合、農用地利用規程には、前項の事項に加え、次の事項を定めるものとする。
① 特定農業法人等の名称及び住所
② 特定農業法人等に対する農用地の利用の集積の目標
③ 特定農業法人等に対する農用地の利用権の設定等に関する事項
④ 農地中間管理事業の利用に関する事項

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

認定団体は、実施区域内の農用地の利用状況が著しく不十分であり、農用地の効率的かつ総合的な利用を確保するため特に必要があると認める場合は、当該農用地の所有者等に対し、認定農業者等への利用権の設定その他適切な利用関係の改善措置を講ずるよう勧奨することができる。

認定団体は、遊休農地の発生防止及び解消並びに地域計画の実現に向け、農用地の利用調整を積極的に進めるよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導及び援助

本村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導及び援助に努める。

また、本村は、農業協同組合、農地中間管理機構、農業事務所その他関係機関と連携し、農用地利用改善団体に対する総合的な支援体制の整備に努めるものとする。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

（1）農作業受委託の促進

本村は、農作業受委託を組織的に促進するため、次に掲げる事項を推進する。

① 農業協同組合等による農作業受委託のあっせん

② 農作業を受託する生産組織等の育成

③ 農作業受委託の必要性に関する普及啓発

④ 農用地利用改善事業との連携

⑤ 部分受託から全面受託への移行促進

⑥ 適正な受託料金に関する情報提供

（２）農業協同組合等によるあっせん

農業協同組合その他関係機関は、農作業の受託又は委託を希望する者に対する情報提供及びあっせんに努めるとともに、生産組織の育成及び共同利用機械施設の活用促進を通じて農作業受委託の推進に努めるものとする。

（３）地域計画の実現に向けた取組

地域計画の実現に当たっては、担い手のみでは受けきれない農用地の維持及び活用が課題となることから、農業支援サービス事業体、生産組織、農業協同組合等による農作業受託体制の充実を図る。

また、農作業受委託に関する情報提供及びあっせん機能の充実に努めるとともに、農作業受委託を通じた農地利用の継続及び将来的な担い手への農地集積を促進するものとする。

第６　その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附　則

１　この基本構想は、平成１９年　２月１６日から施行する。
２　この基本構想は、平成２２年　６月　７日から施行する。
３　この基本構想は、平成２４年　２月１６日から施行する。
４　この基本構想は、平成２６年１０月　１日から施行する。
５　この基本構想は、平成２９年　１月３０日から施行する。
６　この基本構想は、令和　４年　１月３１日から施行する。
７　この基本構想は、令和　５年　９月２９日から施行する。

８　この基本構想は、令和　８年　　月　　日から施行する。

この通知の施行に伴い、改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。